# 誰もが尊重される社会へ

## 人権に関わる三つの法律施行10年目を節目に

12月4～10日は人権週間です

「人権三法」と呼ばれている、差別解消を目的とした法律が平成28年に施行されました。施行10年目の節目に、この三つの法律が施行された背景や市の社会啓発活動を紹介します。

### 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

役所や事業者に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」や、「合理的配慮の提供」を義務付けており、障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現に向けてつくられた法律です。

### 2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

特定の民族や国籍の人を社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりすることをなくし、多様性を認め合う社会を目指す法律です。

### 3 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

生まれた場所や出身地を理由とする差別（部落差別）のない社会の実現を目指す法律です。今も部落差別があり、インターネットを利用した差別的な書き込みなどの新たな課題が生じていることを踏まえて制定されました。

**合理的配慮**とは、障害のある人から社会的な障壁を取り除いてほしいと求められたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること

## 「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」の改正に向けて取り組んでいます

**制 定** 平成9年7月　**改正予定時期** 令和9年

**目 的** すべての市民が人として尊重され、明るく住みよい人権尊重都市四日市市の実現

**主な変更点（予定）**

- 「部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くし、人権が尊重される四日市をつくる条例」に名称を変更します
- 時代に即した内容や表現とします

これらは、「差別をされる人」に向けられたものではなく、「社会」に向けられた差別解消のための法律・条例です。社会をつくる私たちみんなで取り組んでいきましょう。

## じんけんフェスタ2026

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、広く人権を考える機会として開催します。

講演会や映画の上映、市内の人権団体による展示、福祉団体による販売やこども体験コーナーなど楽しみながら人権を身近に感じられる機会です。



てぃ先生による講演会

映画「35年目のラブレター」の上映

時 12月6日(日) 9：30～16：00

所 文化会館




©2025「35年目のラブレター」製作委員会

● この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

人権センター TEL 354-8609 FAX 354-8611

人権・同和政策課 TEL 354-8293 FAX 354-8611

人権・同和教育課 TEL 354-8253 FAX 354-8308